

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第68準備書面関係)

2019年(令和元年)11月25日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
511	口頭弁論要旨 写し	2019年11月19日	原告 今井崇	南丹市美山町芦生における避難困難性について
512	Google ストリー トビュー 写し	2019年11月19日	原告代理人	原告今井崇が運営する「芦生山の家」付近の道路が狭いことなど。

以上